

一般社団法人みのりエクセルシア会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

本会員規約は、一般社団法人みのりエクセルシア(以下「当法人」という)の会員制度について定めるものとする。

第2条（会員）

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同し、指定する手続きに基づき本会員制度への入会を申し込み、理事会にて入会を承認された個人または団体であり、下記の2種とする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 正会員 | 当法人の目的に賛同し、事業運営に参加する目的で入会した個人または団体 |
| (2) 賛助会員 | 当法人の目的に賛同し、事業を賛助して情報配信を受ける目的で入会した個人または団体 |

第2章 入会と退会

第3条（入会）

当法人の会員になろうとする者は、以下に定める手続きを踏まえ、理事会の承認を得なければならない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 正会員 | 当法人の所定の入会申し込み用紙に、必要事項を記入のうえ、当法人の正会員1名の推薦を受けて、事務局に提出をする。 |
| (2) 賛助会員 | 当法人の所定の入会申し込み用紙に、必要事項を記入をして、事務局に提出をする。 |

第4条（入会申し込みの不承認）

当法人は次の各号のいずれかに該当する場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- ① 入会申込書に虚偽の記載、誤記がある場合、または必要な事項が記載されていない場合。
- ② 入会承認後、一定の期間を経過しても年会費の納入がなされない場合。
- ③ 当法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めた場合。
- ④ 当会員の個人情報を故意に漏えいせしめたとき。
- ⑤ その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条（会費）

年会費は以下に定める通りとし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

正会員		賛助会員	
個人	30,000円 / 1口	個人	6,000円 / 1口
団体	50,000円 / 1口	団体	30,000円 / 1口

- 2 会費は年会費制とし、当法人発行の請求書により、一括で振り込むものとする。
- 3 会計年度（毎年9月1日より翌年8月31日）の途中より入会の場合は、年会費を月額で計算するものとする。
- 4 会員が既に納めた年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6条（有効期間）

会員有効期間は1年間とし、当法人の会計年度に準じ、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。年会費の途中から入会の場合の有効期間は直近の8月31日までとする。

- 2 期間満了の1ヶ月前までに会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、さらに会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第7条(変更の届け出)

会員は氏名、住所、連絡先等、当法人への届け出に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

- 2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条(退会)

会員は、当法人所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの年会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第9条(会員資格の取り消し)

当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- ① 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めた場合。

- ② 年会費の納入が、有効期間の最終日から起算して1年以上遅滞した場合。
- ③ 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為や漏えいせしめた場合。
- ④ 入手した情報を元に個人的な営業活動、政治活動、宗教、ネットワーク等の勧誘を行い、会員から苦情があった場合。
- ⑤ 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合。
- ⑥ 本規約、または、その他、当法人が定める規則に違反した場合。
- ⑦ その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。
- ⑧ 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した場合。

第3章 権利と特典

第10条(会員の権利)

正会員は以下の権利を有する。

- ① 当法人の社員総会における、各1個の議決権。
- ② 当法人の役員を選挙する権利、また役員に選挙されることができる権利。
- ③ 当法人の事業に参加し、その全て、または一部を優先的に、あるいは特別価格で利用することができる権利。
- ④ 当法人の会員であることを、自らの関連する事業について、広告、パンフレット、催事、名刺等で示すことができる権利。

2 賛助会員は以下の権利を有する。

- ① 当法人の事業に参加し、その全て、または一部を優先的に、あるいは特別価格で利用することができる権利。

第11条(特典)

正会員には、以下の特典を提供する。

- ① 個人会員・団体会員
当法人が企画するイベント、セミナー、交流会等への優先招待および割引料金での参加ならびに利用。
- ② 団体会員
当法人の団体向けサービスの優先利用および割引料金での参加ならびに利用。

2 賛助会員には、以下の特典を提供する。

- ① 個人会員・団体会員
当法人が企画するイベント、セミナー、交流会等への優先招待および割引料金での参加ならびに利用。
- ② 団体会員
当法人の団体向けサービスの優先利用および割引料金での参加ならびに利用。

第4章 規約の追加・変更

第12条(規約の追加・変更)

本規約に無い事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2 当法人は理事会の決議により、本規約の全部または一部を追加・変更することができる。決議により追加・変更された本規約は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は当該追加・変更された本規約に準ずるものとする。

第5章 免責および損害賠償

第13条(免責および損害賠償)

戦争・テロ等の有事、労働争議、自然災害、火災、停電、コンピューターや通信回線のトラブル、システム点検・変更等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるを得ない場合、当法人は一切の責任を負わないものとする。

2 全ての会員は、当法人が提供する特典および当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断により、その利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切の責任を負わないものとする。

3 会員間で問題が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切の責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との間で問題が発生した場合には、当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとる場合があるが、それによって生じた如何なる損害に対しても一切の責任を負わないものとする。

6 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことにより生じた損害については、当法人に重大な過失がある場合を除き、当法人は一切の責任を負わないものとする。

7 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被った全ての損害や不利益について、当法人は一切の責任を負わないものとする。

8 当法人は、会員情報や会員同士のやりとり等に、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

9 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して有効なものとする。

第6章 個人情報保護

第14条(個人情報保護)

当法人が定める個人情報保護方針に基づき、会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第7章 反社会勢力への対応

第15条(反社会的勢力への対応)

当法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、その会員に対し、何らの警告をすることなく、会員資格の取り消しをするものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。
- ② 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- ③ 反社会的勢力に対して資金等の提供、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 自ら、または第三者を利用して、当法人あるいは当法人の関係者に対し、詐欺、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら、または第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、その会員に対し、何らの警告をすることなく、会員資格の取り消しをすることができるものとする。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流し、偽計や威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他、前各号に準ずる行為。

3 全ての会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取り消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれらを賠償ないし補償することは要しない。しかし、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

以上、当法人全ての会員に本規則を配布する。

附則

本規則は、令和2年10月21日から施行する。